



## 質問

**議長宛の委任状の議決権を反対票として行使することはできますか。**

(相談概要)

総会に上程するある議案について理事会では決議されましたが、理事長はその議案に納得しておらず、終始反対の意向を示していました。この場合、理事長は総会において議長に一任されている委任状の議決権を反対票として行使することはできますか。



## 回答

議長宛の委任状を反対票に行使することは認められないと解するべきでしょう。

通常、理事会は総会の賛成を得ようという趣旨で議案上程を行います。区分所有者は、理事長もその議案に賛成しているという前提で理事長宛に委任状を提出しているものと一般的に解されます。

理事長による議案の反対票への行使は、理事会決議を軽視し、理事長に対する委任者の信頼を損なう行為となります。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。